平成 29 年 (2017) 年 9 月 29 日

家畜衛生広報



ながの

長野家畜保健衛生所 北信家畜畜産物衛生指導協会 〒380-0944 長野市安茂里米村1993 Tel 026-226-0923 Fax. 026-227-2665 E-mail:nagakachiku@pref. nagano. lg. jp



鶏の害虫駆除には承認された動物用 医薬品を正しく使いましょう!

オランダで、食用動物への使用が認められていない「フィプロニル」が、ワクモ 駆除の目的で違法に使用された結果、基準値を超える残留が確認され、数百 万個を超える卵が回収される事態になっています。

【鶏の害虫駆除薬に使用できる動物用医薬品の有効成分】

エトキサドール、カルバリル、ジクロルボス、ジョチュウギクエキス、

スピノサド、トリクロルホン、フェニトロチオン、フェノトリン、

フェノブカルブ、フルメトリン、プロポクスル、ペルメトリン

○動物用医薬品の使用規制制度

肉・卵などの畜産物に残留した場合に問題となる動物用医薬品については、 医薬品毎にその使用に関する基準が定められています。使用基準を守りましょう。

<動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準について>

①使用対象動物 :動物用医薬品を使用することができる対象動物

②用法及び用量:1回に投与してよい量と投与する方法

(例:本剤を水で○○倍に希釈し、 畜・鶏舎に散布)

③使用禁止期間 :出荷する前までに使用してはいけない期間

(例:鶏:食用に供する卵の産卵前〇日間)

ご不明な点は家畜保健衛生所へお問い合わせください。(担当:保健衛生課)

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中



消毒は伝染病予防の第一歩 まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう



